

令和 2 年度 心理教育相談室活動報告
(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

I. 沿革

愛知教育大学心理教育相談室は、平成 21 年に発足した愛知教育大学教育臨床総合センターに属する機関であり、①地域貢献②大学院生の臨床実習③教育臨床心理学の研究を主たる目的とし、学外の利用者のための心理教育相談活動を行っている。

平成 9 年、学校教育を取り巻く諸問題に現実的に対処すべく、既設の省令施設であった「教育工学センター」と「教科教育センター」とを発展的に統合・改組した新しい施設として「教育実践総合センター」が発足し、心理教育相談室が開室された。平成 12 年には、同センターに学校教育臨床専攻(臨床心理学コース)が新設され、当相談室は大学院生の臨床実践の場として位置づけられることとなった。

平成 14 年度より、学校教育臨床専攻は臨床心理士資格認定協会から第 1 種指定大学院に認定され、当相談室は臨床心理士養成のための実習機関としての機能を担うこととなった。平成 20 年より、当相談室は学内北門近くの建物に移転され、カウンセリングルーム 4 室、プレイルーム 3 室、箱庭療法室 1 室を備えた有料の相談機関として整備された。

なお、教育実践総合センターは平成 21 年 10 月の改組に伴い、教育臨床研究部門と発達支援研究部門の 2 部門からなる「教育臨床総合センター」に名称を改めた。現在、当相談室は同センターの教育臨床研究部門が管理運営を行っている。平成 27 年度には 2 部門の名称が、ここの支援研究部門とそだちの支援研究部門と改められた。平成 30 年 4 月より公認心理師制度に合わせたカリキュラムに変更され、国家資格試験への受験資格取得も可能となった。また、令和 2 年 4 月の大学院改組により教育支援高度化専攻臨床心理学コースとして再編成された。

当相談室は、これまでの歴史と伝統を踏襲しつつ、時代の流れや社会のニーズに合わせた相談室のあり方を模索し続けている。平成 20 年の移転および有料化を機に、より一層円滑な相談活動を行うためのシステムの整備や改善に力を入れ、ソフト・ハード両面での更なる充実をも目指して取り組みを行っている。なお、平成 25 年度および平成 27 年度にカウンセリングルームが 1 室ずつ整備され、現在はカウンセリングルーム 6 室、プレイルーム 3 室、箱庭療法室 1 室を備えた相談室となっている。

本年度は、新型コロナウイルスの影響による学内入構制限により 3 月から 7 月上旬まで閉室を余儀なくされた。それ以降現在まで、健康調査票の提出や待合室の利用制限、消毒の徹底などの感染防止のための手立てを講じ、相談業務に制限を設けながら活動を行っている。

そのような中、今後も地域に貢献できる相談室であり続けるために、相談活動の質の向上、そのために必要なシステムの整備・改善を目指していく。引き続き、相談室の内外の環境の整備や相談室スタッフの研修の充実を図っていきたい。

II. 相談室スタッフの構成

令和 2 年度のスタッフは、教育支援高度化専攻(旧・学校教育臨床専攻)臨床心理学コースの教員 7 名、非常勤カウンセラー 1 名、同専攻の大学院生 24 名、同専攻の修了生を中心とした学外の協力者 26 名で構成されている(表 1)。当相談室は臨床心理士および公認心理師の養成機関を兼ねているため、教員の指導のもと、大学院生が中心となって相談活動を行っている。相談室長は本年度より高橋靖子准教授が務めている。

表 1 スタッフ構成

所属		人数	割合
教員		7	12.1%
非常勤カウンセラー		1	1.7%
相談スタッフ		26	44.8%
院 生	M2	10	17.2%
	M1	14	24.1%
	院生計	24	41.3%
計		58	

III. 相談活動

(1) 相談活動の概要

今年度(R2.7.9～R3.3.31)の新規申込件数は 26 ケース(39 名)であった(前年度 35 ケース)。前年度からの引継ぎケース 81 ケースを加え、期間中に取り扱ったケースは合計 120 ケースであった(前年度 109 ケース)。

面接形態(表 2)としては、「母子並行面接」が 82 ケースと全体の 7 割弱を占め、最も多くなっている。「親のみ」といった相談形態をとる場合もあるが、総じて子

どもに関する相談が主となっている。次いで、「個人面接」が24ケースと、全体の20%を占めている。

表2 面接形態

区分	人数	割合
個人面接	24	20.0%
親のみ	0	0.0%
子どものみ	0	0.0%
母子並行面接	82	68.3%
父子並行面接	4	3.3%
父母子並行面接	0	0.0%
家族面接	2	1.7%
その他	8	6.7%
計	120	

年齢区分別にみると(表3)、成人については「40代」「30代」「50代」の順に相談人数が多く、全体の50%弱を占めている。この年代は、個人面接における相談のほか、子どもに関する相談を主訴として来談することが多いため、その割合が高くなっていると思われる。子どもについては、「小学生」「中学生」「高校生」の順に相談人数が多くなっている。

表3 相談者の年齢

区分	人数	割合
乳幼児	4	3.3%
小学生	22	18.3%
中学生	9	7.5%
高校生	8	6.7%
大学生	1	0.8%
学生以外未成年	2	1.7%
20代	6	5.0%
30代	13	10.8%
40代	44	36.7%
50代	4	3.3%
60代以上	4	3.3%
不明	3	2.5%
計	120	

相談内容(表4)としては、「不登校・登校しぶり」が最も多く(27.5%)、次いで、「発達に関する相談」(19.2%)、「自分自身について」(8.3%)の順となっている。

相談内容については、「不登校・登校しぶり」は一貫して上位を占めており、当相談室の特徴といえる。この特徴は、本校が県内唯一の教育大学であることや教育機関へのパンフレット配布などの影響が考えられる。教育大学附属の心理教育相談室として地域から求められるニーズが反映された結果と考えられる。また、今年度は「発達に関する相談」が二番目に多い結果となった。発達の

遅れや発達障害の疑いといった「発達に関する相談」は、近年の発達障害への関心の高まりとともに、当相談室においても相談件数が増加している。

表4 相談内容

区分	人数	割合
不登校・登校しぶり	33	27.5%
発達に関する相談	23	19.2%
家族関係	8	6.7%
対人関係	9	7.5%
自分自身について	10	8.3%
場面緘黙・緘黙傾向	8	6.7%
将来への不安	2	1.7%
引きこもり	5	4.2%
情緒不安定	3	2.5%
対人不安・対人恐怖	2	1.7%
強迫傾向	0	0.0%
パニック	0	0.0%
トラウマ	0	0.0%
非行・怠学・生活の乱れ	1	0.8%
心身症	0	0.0%
家庭内暴力	0	0.0%
うつ	1	0.8%
その他の不安・恐怖	3	2.5%
いじめ	1	0.8%
育児不安	4	3.3%
虐待	0	0.8%
摂食障害	0	0.0%
その他	7	5.8%
計	120	

転帰(相談・治療の効果の判定)(表5)については、全120ケースのうち、継続中のケースが62ケースと、引継ぎを含め次年度も継続することになったケースが全体の7割以上を占めている。引き続き、本相談室では中長期的な心理的支援を行う体制を整えていきたいと考えている。

表5 転帰

転帰	人数	割合
継続	62	51.7%
中断	3	2.5%
終結	44	36.7%
インテークのみ	3	2.5%
その他	8	6.7%
計	120	

(2) 新規申込から読み取れる相談室の動向について

昨年度に引き続き、クライアントのニーズに合った支援を提供するために、相談室で対応可能なケースかどうかの判断を厳密に行い、場合によっては受付の段階で受理せず、他機関へ繋ぐことを想定した対応も行った。

今年度の新規申込件数を見ると、前年度と比べて9件の減少(26%減)となっている(表6)。その理由として、新型コロナウイルスの影響により3月上旬より7月上旬まで休室となったことが影響していると考えられる。また、申込みの時点で当相談室の適応ケースではないと判断して受理しなかったケースも多数あり、その中には医療機関での心理的支援が適切と考えられるケースも見受けられた。

表6 新規相談申込件数比較

期間	件数
2年4月～3年3月	26
31年4月～令和2年3月	35
30年4月～31年3月	24
29年4月～30年3月	22
28年4月～29年3月	42
27年4月～28年3月	32

表7 申し込みに至った経緯

申し込みの経緯		件数	
広報	新聞	0	6
	ポスター・パンフレット	0	
	ホームページ	6	
紹介	学校関係	9	20
	クリニック	3	
	役所関係	2	
	幼稚園・保育園	1	
	知り合い・友人	3	
	その他	2	
不明		0	0
合計			26

また、新規受付に関して、申し込みに至った経緯の内訳をみると(表7)、全26件のうち、新聞やポスター、ホームページといった広報による申し込みは6件(23.1%)であった。一方、学校やクリニック、役所関係、知り合いや友人といった紹介による申し込みは20件(76.9%)であった。

今年度は、紹介による申し込みが広報による申込みを大きく上回る結果となった。近年の継続的な広報活動により相談室の必要性が改めて認知されてきたと伺える。今後も、積極的な広報活動を行うことにより地域での相談室の認知度を高め、相談室への信頼感の向上や他機関

との連携の増加へと繋げていきたい。

引き続き当相談室に求められるニーズを細やかに汲み取り、地域の方々への役立つ支援の提供を行い、地域の心の健康の保持増進に貢献することを目指す。

IV. 教育・訓練体制

当相談室は臨床心理士および公認心理師の養成機関を兼ねている。その訓練の一環として、大学院生には当相談室におけるインテーク面接への陪席やケースの担当が義務づけられている。また、平成24年度より、それまで教員が行っていたインテーク面接を大学院生が教員の隣席のもとで行うこととなった。流れとしては、まず大学院1年生(M1)の時点で心理臨床の基本的知識や心構えについて一定期間訓練を受ける。そのうえで陪席を行い、その後スタッフとしてケースを担当し、教員隣席のもとでインテーク面接を実施する。

陪席とインテーク面接(表8)に関しては、平成31年度に入学した院生(M2)10名が行ったインテーク面接に関しては、今年度の実施回数は21回(前年度は24回)である。したがって、一人当たり平均2.1回であった。また、M2の一年間の陪席は22件となっている。

表8 平成31年度に入学した院生の陪席・インテーク実施回数

	インテーク	陪席	合計
実施回数	21	22	43

担当ケース数に関しては、平成31年度に入学した院生(M2)10名に対して、ケース数は67ケースである。したがって、一人当たり6.7ケース担当していることになる。

表9 平成31年度に入学した院生の平均担当ケース数(※)

在籍人数	ケース数	平均担当数
10	67	6.7

※終結・中断件数も含む

ケース担当や陪席に並び、教育・訓練体制の中核を担っているのは、インテーク・カンファレンス、ケース・カンファレンスである。インテーク・カンファレンスやケース・カンファレンスを通して、大学院生が担当しているケースの検討が行われている。

スーパーヴィジョンも、インテーク・カンファレンスやケース・カンファレンスと同じく、大学院生の臨床能力向上に大きな役割を果たしている。今年度も教育支援高度化専攻(旧・学校教育臨床専攻)・臨床心理学コースの「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業の中で、グループ・スーパーヴィジョンを行っている。加えて、

平成 27 年度より、個人スーパーバイザー制度が導入されている。これは、大学院生が担当しているケースごとに、スーパーバイザーとして教員を必ず 1 名配置するというものである。これにより、大学院生がより安心して面接を行えるシステムになった。

当相談室に相談室スタッフとして登録をしている旧・学校教育臨床専攻の修了生に対しては、教育訓練の場として事例検討会を実施している。年 5 回実施される事例検討会のうち、3 回以上の参加を相談スタッフの継続条件としており、卒後教育の徹底を図っている。

また、平成 28 年度より引き続き配置されている非常勤カウンセラーは、大学院生のインテーク面接への隣席やスーパーヴィジョンを通して大学院生の教育・訓練に携わっている。これにより、大学院生が多様な指導を受ける機会がさらに拡充されている。